

NCHOKKAIDO



支笏湖美笛から恵庭岳をのぞむ
写真：土方 晃

北海道自然保護協会

一九九一年度通常総会議事録

日時 一九九一年五月十八日(土)午後一時半

場所 北海道自治労会館(札幌市北区北六条西七丁目)

司会の傍副会長挨拶

定款第十七条にもとづき、成瀬廉二氏が議長に選出された。

議長挨拶 議長より次のとおりそれぞれ指名・任命された。

議事運営規定第二条により

資格審査委員を指名 委員長・中野徹三氏 委員・神山桂一氏、松野誠也氏

議事運営委員を指名 委員長・柳沢信雄氏 委員・伊達佐重氏、畠山武道氏

議事運営規定第四条により

書記を任命 紺谷友昭氏、福地郁子氏

議事運営規定第五条により

議事録署名人を指名 今村朋信氏、林吉彦氏

中野資格審査委員長より審査の結果が発表された。

厳正に審査した結果、出席五十三名、委任状出席六一四名、合計六六七名となり一・二・八九名の定足数六四五名を上回っており、定款上総会は成立すると

報告。

前田会員より異議申し立て

事前に提出してある通告文にあるように、委任状出席の有効性についてどのような見解を持っているか。

中野資格審査委員長

定款第二十条を拡大解釈して行われていると指摘されているが、あらかじめ大筋の議案を事前に会員に郵送で提示し、それにより通常の総会は信任を得ている。定款第十四条にあるように総会は最高議決機関であるが、事前に通知した以外に緊急動議などがある場合もあるのですべてを提示するのは事実上不可能である。総会に出席した会員を代理人として総会に出席し議決するということと今まで問題がなかった。現実にはそれが実態であるが、より出席会員をふやす努力はしなければいけない。

前田会員

前回の総会でも指摘したが、定款第十八条で定足数には半数以上の会員の出席を必要とするという厳しい条件をどう解釈しているか。そして委任状により代理人出席を認める現実は今よりも出席人数であり、過去もそうであったからということでは済まされなことをどう考えるか。

会長

理事会で検討したが中野理事の言われたとおりで、通常の総会は今までの慣行でよいと考える。代理人出席の会員が圧倒的に多いのが現実で、当日の出席者を以て定足数を満たすことは望ましいが現実を理解してほしい。なお会場で議論が採決になった時も会長の白紙委任状で強行採決を行うことは考えていない。

◇議長より総会が未成立なので議論は後でと促されたが

久保会員

①今日手元にあるようなくわしい議案書は事前になぜ送らないか。

②白紙委任状が送られている場合は誰に一任されているのか。

③出席できない人を賛助会員に移行しては。

④新しく加入したが定款等が送られて

いないので内容が分からない。

会長

①事前にくわしい議案書を送ることは準備の関係等でさしあたり不可能。

②一般の会員に委任されていることもあるが大部分は会長に委任されている。採決等については先程の説明通り。

③賛助会員については検討する。

④加入したときに会員名簿、定款などを送っている筈で、何かの手違いで送られていなければ早急に対処する。

傍副会長

NCなどにのせ趣旨を徹底する。(会場で余部が配られた。)

議長

論議は後の第四一五号議案に時間を取ってあるのでそこで行ってほしい。

前田会員

定款第十九条において会長の委任状を行使するのか。

議長

定款上出席会員は委任状も含めて出席会員となっているので行使することになる。ただし、慣例に従って実際に出席している方の多数を以て進めたい。

中野資格審査委員長

(細かく内容を補足し) 事実上の総会の運営としては総会に出席している方の過半数が反対の場合は委任状を以て強行することはないし、また過半数を得た場合は委任状をたして定款上も成立する。いろいろ改善することもあが従来の慣行と定款に基づき総会の成立を確認してほしい。

◇会場より議事進行の声が多く上がって、混乱があった。

議長

この件については議論は十分尽くされたと判断したので、多くの改善点はあるが改めて資格審査委員会で判断したとおり総会が成立していることに異議はないか。

◇多数の拍手を以て総会成立が確認承認された。

前田会員

異議あり。通告文を執行する。定款の解釈上総会は成立していると思わない。同意しない。

会員(前出)

総会の運営を議長判断で行うのはおかしいのではないか。委任状に関してもおかしい。

議長

議長の強権で総会を進めようとは思わない。未だ総会成立案件のところなので総会成立の決議をした。

◇議長より一九九一年度通常総会の開会を宣言する。

会長挨拶

空前のリゾート開発で自然が失われていく中、当協会の活動が重要な役割を果たそうとしている。問題は山積している。作られた自然が多く、「自然自然」という言葉がまかりとおる状況はまことに残念だ。環境問題に対する関心の高まりに応じて、当協会も会員の拡大に努力していく。財政基盤の確保のため、そろそろ団体会費の値上げをお願いすべき時機が来ており、つぎの総会でお諮りすることになるだろう。なお、第五号議案のその他のところで「北方領土」問題についての要望書を提案し、採択を得たい。

第一号議案 一九九〇年度事業報告及び収支決算

一九九〇年度事業について会長から次のとおり報告された。

1. 一般事業
 1. 会員の状況(会員の入退会) 長期会費未納の会員(四十名)及び転居先不明の会員(十一名)を整理し、会員構成の健全化をはかったため、会員数は昨年に比べ若干減少した。

	1990.3月末	退 会	異 動	入 会	1991.3月末
個人会員	1,178	123	-	113	1,168
A 会 員	(1,086)	(119)	(+8)	(98)	(1,073)
B 会 員	(64)	(1)	(-)	(10)	(73)
学生会員	(28)	(3)	(-8)	(5)	(22)
団体会員	115	2	-	3	116
合 計	1,293	125	-	116	1,284

2. 広報事業

- (1) 会誌「北海道の自然」第二十九号 環境問題などに焦点を当てた特集スウェーデン・北海道シンポジウム「環境問題への挑戦」(十一月発行)を刊行

- (2) 会報NC七十一号(一九九〇年七月発行)、七十二号(十月)、七十三号(一九九一年一月)、七十四号(三月)、自然保護に関する新しいニュースを取り入れるように努めた。

3. 普及事業

- (1) 自然観察会の開催
 - 九月二十三日(日)キノコの役割を観察しよう(岩見沢利根別自然休養林) 講師 伊達 佐重、久保 光人 参加者七十八名
 - 九月二十九日(土)ゴルフ場現地見学ツアー(早来、千歳、長沼、苫小牧) 講師 平井百合子、紺谷 友昭 参加者三十二名
 - 十月二十一日(日)街路樹を見よう(円山公園) 講師 村野 紀雄 参加者五十三名
 - 十一月三日(日)紅葉の植物園を歩こう(北大付属植物園) 講師 三木 昇 参加者五十二名
- (2) 自然観察旅行「美林ツアー」の開催
 - 九月二十二日(土)〜九月二十四日(月) 日高、十勝地方 講師 八木 健三、俵 浩三 添乗世話人 福地 郁子 参加者三十三名

(3) 北海道自然観察指導員講習会の開催
八月十七日(金)八月十九日(日)(松山郡江差町) 講師 八木 健三 他八名 参加者六十七名

4. 普及啓発事業

(1) 自然保護講演会の開催

十一月十日(土)「地域再生とリゾートを考える」 講師 保母 武彦 会場 夕張市民会館 参加者六十六名

二月六日(土)「渚の自然とその利用」 講師 豊島 貢 「森林の機能とその管理」 講師 栗林 賢一 会場 札幌市教育文化会館 参加者二十七名

(2) 自然保護読本の発行

「動物と私たち」のテーマにより、一般社会人向け自然保護読本を四、〇〇〇部発行し全道教育委員会、公民館、図書館、高校などへ贈呈し、自然保護思想普及啓発の一助とした。

5. 自然保護運動その他

(1) 自然保護の運動

ゴルフ場問題、浦河町幌別川河口付近埋め立て問題、岨山石灰採掘問題、赤井川リゾート、奥尻島ブナ林、別海町茨敷沼周辺売却問題、根室市初田牛地区及び鶴居村ゴルフ場問題、湾岸戦争による環境問題等の諸問題に関して現地調査、関係官庁等への要望及びシンポジウム等を行った。

決算報告(1990年4月1日から1991年3月31日まで)

1. 一般会計

収入の部		支出の部	
勘定科目	予算額	勘定科目	予算額
(基本財産運用収入)	(138,941)	(管理費)	(4,418,756)
基本財産利息収入	138,941	賃金	2,347,099
(会費収入)	(6,866,500)	福利厚生費	74,546
個人会費収入	3,720,500	会議費	144,397
団体会費収入	3,146,000	旅費交通費	319,010
(一般事業収入)	(591,938)	通信運搬費	321,767
一般事業収入	591,938	消耗品費	86,678
(補助金収入)	(1,310,000)	印刷製本費	67,105
地方公共団体補助金収入	1,310,000	燃料費	37,414
(助成金収入)	(1,300,000)	光熱水料費	81,546
民間助成金収入	1,300,000	賃借料	721,205
(寄付金収入)	(95,000)	諸会費	97,500
寄付金収入	95,000	図書資料費	98,754
(雑収入)	(350,091)	支払手数料	5,520
受取利息	89,307	雑費	16,215
雑収入	260,784	(一般事業費)	(5,021,426)
(繰入金収入)	(11,845)	広報事業費	2,243,307
繰入金収入	11,845	普及事業費	27,990
(前期繰越収支差額)	(2,060,188)	普及啓発事業費	2,750,129
		(調査研究等事業費)	(468,137)
収入合計(A)	12,724,503	(積立預金支出)	(100,000)
		退職給与積立預金支出	100,000
		(繰入金支出)	(12,154)
		繰入金支出	12,154
		(予備費)	(497,074)
		支出合計(B)	10,517,547
		次期繰越収支差額	2,206,956
		(C)=(A)-(B)	

2. 特別会計

収入の部		支出の部	
勘定科目	決算額	勘定科目	決算額
(受託等事業収入)	(6,912,475)	(受託等事業費)	(7,015,047)
受託事業収入	6,804,890	受託事業費	6,919,359
読本普及事業収入	107,585	読本普及事業費	95,688
(雑収入)	(13,239)	(繰入金支出)	(11,845)
受取利息	13,239	繰入金支出	11,845
雑収入	0		
(繰入金収入)	(12,154)		
繰入金収入	12,154		
(前期繰越収支差額)	(296,175)		
収入合計(A)	7,234,043	支出合計(B)	7,026,892
		次期繰越収支差額	207,151
		(C)=(A)-(B)	

III 意見書、要望書

四月二十四日

石狩川生振築堤付近ミズバシヨウ群落の保全について(要望書)

北海道開発局長あて

五月十七日

夕張岳スキー場計画の白紙撤回について(要望書)

国土計画(株)社長あて

十月二十二日

ゴルフ場開発の規制に関する要望

II 特別事業

調査、事業を通して道内の自然環境の精査、保全への提言、自然保護思想の普及などに努めるとともに、自然保護にかかるとする諸事業推進の一助とした。

I. 受託事業

(1) 野生動物分布等実態調査(エゾナキウサギ生態等調査)〈北海道〉

(2) 資料の収集

会員各位他より多数の書籍及び資料の寄贈があった。

II 特別事業

調査、事業を通して道内の自然環境の精査、保全への提言、自然保護思想の普及などに努めるとともに、自然保護にかかるとする諸事業推進の一助とした。

I. 受託事業

(1) 野生動物分布等実態調査(エゾナキウサギ生態等調査)〈北海道〉

(2) 自然公園特定地域保全対策調査
〈北海道〉

(3) サロベツ原野保全対策事業(環境庁)

(4) 知床一〇〇平方メートル運動地の森林復元調査(斜里町)

(5) 国設大雪鳥獣保護区設定等調査業務(北海道)

(6) 以久科原生花園植生回復調査(斜里町)

(7) 以久科原生花園植生回復調査業務(北海道)

(8) 以久科原生花園植生回復調査業務(北海道)

(9) 以久科原生花園植生回復調査業務(北海道)

北海道知事あて
十二月二日

国立公園等の国有林経営に一般会計予算を導入することについての要望書

農林水産大臣、大蔵大臣あて
十二月十日

別海町茨散沼周辺町有地売却に対する要望書

別海町長あて
十二月十日

別海町茨散沼周辺町有地売却に対するお願い
山岸会あて
(一九九一年)
一月十一日

大雪山国立公園内美瑛富士スキー場計画の取り扱いに対する要望書
北海道知事、美瑛町長あて
一月十一日

上記要望書写しの送付
環境庁長官、林野庁長官あて
二月六日

赤井川リゾート開発に関する下流域土砂流出被害への対策を求める要望書
北海道知事、北海道影響評価審議会会長あて
二月十二日

湾岸戦争の速やかな終結を求めるとともに国際環境赤十字(仮称)を結成して環境破壊の拡大防止を図ることについての要望書
内閣総理大臣、環境庁長官、日本

自然保護協会会長、日本赤十字社社長あて
三月十八日 大雪山国立公園旭岳温泉地区の自然保護規制緩和に反対する要望書
環境庁長官、北海道知事あて
三月二十五日

北海道の自然保護問題について北海道知事候補四氏の所見を聴く公開質問状
北海道知事候補あて

四月一日
「鶴居カントリークラブ」計画の中止を求める要望書
鶴居村長、北海道知事あて

一九九〇年度収支決算書について三浦財務担当理事より報告された。
一九九〇年度会計監査報告を大西監事より正常に行われていることが報告された。

北海道知事候補あて

予算計画 (1991年4月1日から1992年3月31日まで)

1. 一般会計

収入の部		支出の部	
勘定科目	予算額	勘定科目	予算額
(基本財産運用収入)	(169,000)	(管理費)	(5,198,500)
基本財産利息収入	169,000	賃金	2,557,000
(会費収入)	(6,500,000)	福利厚生費	71,000
個人会費収入	3,400,000	会議費	150,000
団体会費収入	3,100,000	旅費交通費	500,000
(一般事業収入)	(350,000)	通信運搬費	350,000
一般事業収入	350,000	消耗品費	150,000
(補助金収入)	(1,310,000)	印刷製本費	280,000
地方公共団体補助金収入	1,310,000	燃料費	50,000
(助成金収入)	(1,300,000)	光熱水料費	100,000
民間助成金収入	1,300,000	賃借料	788,000
(寄付金収入)	(100,000)	諸会費	97,500
寄付金収入	100,000	図書資料費	80,000
(雑収入)	(234,044)	支払手数料	10,000
受取利息	90,000	雑費	15,000
雑収入	144,044	(一般事業費)	(4,840,000)
(繰入金収入)	(1,000,000)	広報事業費	2,100,000
繰入金収入	1,000,000	普及事業費	40,000
		普及啓発事業費	2,700,000
		(調査研究等事業費)	(500,000)
		(積立預金支出)	(100,000)
		退職給与積立預金支出	100,000
		(繰入金支出)	(1,000,000)
		繰入金支出	1,000,000
		(予備費)	(1,531,500)
当期収入合計	10,963,044	当期支出合計	13,170,000
前期繰越収支差額	2,206,956	当期収支差額	0
収入合計	13,170,000	次期繰越収支差額	0

2. 特別会計

収入の部		支出の部	
勘定科目	予算額	勘定科目	予算額
(受託等事業収入)	(2,040,000)	(受託等事業費)	(2,260,000)
受託事業収入	1,890,000	受託事業費	2,160,000
読本普及事業収入	150,000	読本普及事業費	100,000
(雑収入)	(12,849)	(繰入金支出)	(1,000,000)
受取利息	12,849	繰入金支出	1,000,000
雑収入	0		
(繰入金収入)	(1,000,000)		
繰入金収入	1,000,000		
当期収入合計	3,052,849	当期支出合計	3,260,000
前期繰越収支差額	207,151	当期収支差額	0
収入合計	3,260,000	次期繰越収支差額	0

第一号議案に対する質疑
前田会員
議案書三ページの意見書、要望書のところで六、十月まで要望書等が出ていないが記載漏れはないか、または言うべきことがなかったか。五か月間も活動が停滞していいののか。
会長
漏れはない筈だ。問題点の検討作業、情報の収集を行っていた。要望書を出

すだけが協会の仕事ではない。いろいろな普及啓発などの作業もしており、協会活動が停滞していたわけではないことをご理解いただきたい。

久保会員

赤井川リゾートに関して八月（九月に新聞報道）に土砂流出があったにもかかわらず、翌年二月六日まで要望書を出さなかったのはどうか、またその間どんな対策の練り方をしていたのか。

会長

その辺は第四号議案の協会の活動方針のところで説明したい。

◇議長要請により、第一号議案一九九〇年度事業報告及び収支決算は、拍手を以て承認された。



第二号議案 一九九一年度事業計画及び収支予算

一九九一年度事業計画について会長及び会務担当理事より説明された。

主たる事業はつぎのとおりである。

I 一般事業

自然保護思想の啓発と普及、宣伝のため、つぎの事業を行う。

1. 広報事業

- (1) 会誌「北海道の自然」第三十号の発行。

- (2) 会報「NC」の発行、年四回発行の予定。

これらは自然保護に関する論説、意見、解説、随筆、内外の自然保護状況の紹介、会員通信、協会の活動報告、記録などを記載し、幅広い視野に立つ刊行物たることを目指している。会誌は毎号特集を組んでいるが、第三十号の特集は検討中である。

2. 普及事業

- (1) 自然観察会等の開催

野外において自然にふれ、自然を学ぶためにつぎにより開催する。

自然観察会…札幌付近の地域について年四回

自然観察指導員講習会…名寄市において自然観察指導員を養成するための講習会を開催する。年一回

3. 普及啓発事業

- (1) 自然保護講演会の開催

自然保護思想普及のため、広く一般市民を対象として年二回開催する。

- (2) 自然保護読本の発行

協会は自然のしくみを楽しく学び、自然を大切にすることを培うために、一九八四年より、小、中、高校生向けの自然のガイドブックを順次出版し、昨年度は一般向けとして「動物と私たち」を発行し道内の図書館、博物館、公民館、

教育委員会、高校などに配布した。本年は「山と私たち」を発行する。四、〇〇〇部（二月刊行予定）

- (3) 自然保護講座

広く一般市民を対象として身近な環境、自然のしくみや問題を学ぶ講座を、可能な限り、三―五回連続で開催する。

4. 調査研究等事業

- (1) 研究会の活動

つぎに述べる特別事業とも連携しつつ、自然保護上の諸課題について、科学的、法的など多面的に問題解決を図るべく、専門家を含めた研究会の活動を行い、資料の収集を図る。

5. 自然保護運動と提言

道内における自然保護を推し進めるために、必要な実践運動を行い、また自然環境保全上の提言を行なう。

特に現在当面する諸問題…道内の

リゾート開発、ゴルフ場問題、千歳川放水路、夕張岳一帯の保全、道南のブナ林、野生動物の保護・管理「北方領土」の環境保全など。

6. 会員の拡大

前年度に引き続き、キャンペーンを統行し会員の拡大に努める。

II 特別事業

各種調査及び事業を通じて、道内の自然環境の精査、自然環境保全上の提言及び自然保護思想の普及などに努める。前年度に引き続きつぎの

ような、調査及び事業を行う。

- (1) サロベツ原野保全対策事業（環境庁）

- (2) 以久科原生花園植生回復調査（斜里町）

一九九一年度収支予算書について三浦財務担当理事より説明された。

〔補足説明〕

収支とも概ね昨年度に近い数字であるが、支出面では、理事会開催増による旅費交通費と会員名簿作成による印刷製本費が増額されている。また特別会計受託事業収入が大幅に減少する見込みである。一般会計だけで運営できないような体制にしているのが当面問題はないが、今後とも会員拡大により収入の増加をはからなければならぬ。また会員各位には、期間内の会費納入を忘れずにお願したい。

第二号議案に対する質疑

会員（前出）

事業計画に伴う予算書の中で備考欄があるのに、例えば普及啓発事業費などで細かく振り分けた金額を記載してあれば分かり易いのではないか。また総会後の懇親会費の扱いはどうなっているか。

事務局長

（普及啓発事業費の細かな振り分けについて説明あり）懇親会費は参加者の個人払いということで行っている。

久保会員

今回理事になった滝口理事が、昨年の理事の選挙公報で財政面の強化を上げていたが、実際には何か効果はあったか。滝口氏に王子緑化より資金が流れているというが。

会長

特に顕著な変化はない。そのようなことは関知しない。

前田会員

道の「ゴルフ場開発の規制に関する要綱」を作るときに会長はメンバーに入っていたと思うが、その時はどのような立場をとっていたか。審議会は個人の資格か。協会会長としてであれば理事会ではかり代表の資格で行ったのか。また採決などがあった時どちらに入れたか。

会長

昨年の十一月十五日に「ゴルフ場開発の規制に関する要綱」が採択された。諮問機構は国土利用地方審議会が窓口となっている。その審議会の委員として審議に参加した。協会のゴルフ場問題ワーキンググループなどで夏から秋口くらいまで精力的に案を練ったものをふまえ、道に要望書も出し、審議会でも自然環境を強力に保全する、ゴルフ場は過剰であるとの立場から意見を述べた。会長になる以前より審議会委員であったので個人の資格で出たが、協会の意見をその中で反映する方針を個人としてとった。審議会は意見を聞くところなので採決はない。

◇議長要請により、一九九一年度事業計画及び收支予算は、拍手を以て承認された。



第三号議案 役員選出規定の改正について

(改正案の改正部分のみ)

現行の理事選出規定を理事選任規定に改める。各条文中の「選出」も「選任」に改める。

第三章 候補者

第十条(現行) 選挙の公示日以前に登録を確認された会員は、誰でも会員を候補者として推薦できる。

第十条(改正) 選挙の公示日以前に登録を確認された会員は、誰でも個人会員を候補者として推薦できる。

ただし一会員が推薦できる候補者数は十名以内とする。

第十一条 現行のまま ただし推薦届、候補者公報の様式は改善する。

第四章 投票

第十三条(現行) 選任投票は、選挙権者の直接・無記名とし、三名連記にて行う。投票用紙の配布・回収は郵送をもって行う。

第十三条(改正) 選任投票は、選挙権者の直接・無記名とし、十名以内の候補者名を記入する方法で行う。

投票用紙の配布・回収は郵送をもつて行う。

て行う。

後副会長

役員選出規定の改正について、昨年度の理事選出に際し初めて選挙になり、改正点や反省点があり昨年から今年四月まで検討してきた。協会の実態などを考えて別添のように改正をはかりたい。また理事には個人会員が候補者となるのが望ましいのではないか。

会員(前出)

理事を個人会員に絞ると、窓口が狭くならないか。個人も団体も同じではないか。

後副会長

今まで団体会員が理事に出たことはない、また実際には不可能ではないか。団体代表者が個人会員になり理事候補となるのが望ましいのでは。

前田会員

開票作業は誰がやり発表は誰がやるのか。

後副会長

(選挙管理委員会の説明が入る。)開票は選挙管理委員会が行い、発表は選挙管理委員長が行う。

前田会員

昨年の開票にあたった人から当選者名が総会前夜に外部に出た事実はないか、確実には総会の場で発表になったか。

後副会長

前段の事実は承知していない、後段は選挙管理委員長から発表があった。会長
選挙スケジュールなどは必要に応じ

て改めるようにする。

前田会員

選挙管理委員会は理事立候補者以外で構成すべきで、また開票には理事立候補者は立ち会わないで開票作業はそれ以外の人でやる、開票の秘密は総会当日まで守るの三点を申し入れる。

後副会長

基本的には当然のことである。

◇議長

第三号議案は改正事項となるので、理事会から出された理事選出規定について議決をとるため挙手で行う。

◇挙手が多く賛成多数と認められ承認された。



第四号議案 協会の活動方針について

会長から、問題が山積する状況のなかで、協会としての基本的な姿勢を貫きながらも、協会活動を楽しいものにした旨の方針説明があり、自由討議にはいる。

第四号議案に対する質疑

会員(氏名不詳)

北海道の自然保護運動は道民が主人公になってやるべきものと考えている。協会は会長名であらゆる関係機関

意見書、要望書を出しているが、どういう手続きで出されているかおろか

がほしい。

会長

協会で要望書を出す場合は可能な
かぎり現地の自然保護団体と連携し、
また役員会で十分に検討するなど慎重
に対処した上で出している。現地に有
力な自然保護団体がない場合は協会が
前面に出る場合もある。

会員(前出)

協会の下部組織はあるのか。

会長

支部を設ける体制はいまはとどのつ
ていない。現状では各地の理事、会員
の協力で全道をカバーするように努め
ている。

久保会員

地元の自然保護団体で扱っている問
題を協会が前面に出る主導権をとるよ
うなことがある。あるところの開発で
協会が審議会の審議内容を請求して
いるはずだが、それを見せるよう協会事
務局に請求したところ事務局では見せ
ないと言っている。会長の意見を聞き
たい。

会長

地元の主導権をとることはない。協
会議事録は議事録署名人の署名を終え
たものであれば理事立会いのもとで、
見せることは可能である。ただ人事、
会計等の未公開資料については閲覧等
にも自ずから一定の節度がある。

久保会員

クシヤロ湖など北海道の開発問題
で野鳥の会が主導権をとりはじめて
いるが、その点についてはどうか。

会長

自然保護について主導権争いをする
ようなことは考えていない。

会員(前出)

支部を作って地元住民の意見をきく
体制をととのえることを要望する。

中野常務理事

各地域ごとに支部のようなものを作
り会員の交流を深めることは大切であ
ると私も考えており、理事会で検討し
たいと思っている。

会員(氏名不詳)

私は四月に設立された美英自然保護
研究会の会員であるが、同会の先輩で
ある「大雪と石狩の自然を守る会」の
アドバイスを受けようと開かれた懇談
会で、守る会のある会員が美英富士の
エゾマツは一本数百万円すると言っ
ていた。また同山に登った時と同じこと
を仲間同士で話していた。登山の際、
われわれは歩いてのぼっているのに、
守る会会員は腕章をつけ四駆車でわれ
われに土ぼこりをかけて登っていつ
た。このような人々が守る会という形
で存在していることは納得できない。
このような発言に対しわれわれは二十
三日の総会で公開質問状を出すことを
決める予定だが、当協会でも、そうし
た発言の根拠をただしてほしい。

中野常務理事

同じ自然保護団体同士がそのような
問題について質問状をぶつけ合うこと
は望ましくない。話し合いで解決すべ
き事柄だと考える。まして協会が間接
的に聞いた話で質問状を出すことは適
当でないと思う。

会員(前出)

現実には盗伐もおきている。私は名譽
毀損で訴えられてもいいと思ってい
る。だからそのようなお願いをするの
だ。

会長

事実関係について知らないもので、資
料を送っていただければ検討はさせて
いただく。

久保会員

手稲山スキー場の駐車場拡大、パノ
ラマ三号コースの設置をとり決めた、
一九八九年五月十八日の地区労と王子
緑化との覚書作成の際、協会の滝口理
事がかかわった。後日、私と滝口氏と
が会った際、滝口氏は「協会の理事と
してかかわったのであって社会党の滝
口としてかかわったのではない」と言
明している。実際に協会としてこの問
題にかかわったかどうか聞きたい。

以下、久保会員から同趣旨の発言あ
り。

神山会員

第三者には何のことかわからないの
で議事進行を求めぬ。

柳沢議事運営委員

協会の活動方針にかかわらないので

議事進行を求めぬ。

会長

協会としては事実関係について全く
あずかり知らない。資料をどけて
ただければ検討するが、その結果どう
するかということは言えない。

前田会員

総会に出席できない会員は賛助会員
とし、総会に出席できる人だけを会員
とすべきだ。委任状を出した会員を総
会出席者数に加え、総会成立の定数に
足りたとする定款の解釈は違法であ
る。この点の改善をお願いしたい。

会長

意見としてうかがった上で検討す
る。御意見通りになるかどうかはわか
らない。



第五号議案 その他

久保会員

赤井川リゾート開発で協会が道およ
び道環境影響評価審議会に、土砂流出、
水質汚濁の対策が立てられるまで工事
の凍結を求めているが回答はどうなっ
ているか。熊木理事が業者に案内され
て現地調査をしているが、その調査結
果の報告を求めたい。

会長

赤井川リゾート計画については昨年
三月、八木前会長と理事とが視察した

が、とくにその時点では問題は認められなかった。昨年六月私が国土利用計画審議会のメンバーとして視察したが、同会では問題ないものと判断していた。しかし昨年八月の大雨で土砂流出、水質汚濁があり、昨年春の協会拡大役員会での問題に対応することを決めた。ことし二月六日には道と道環境影響評価審議会会長に工事と土砂流出の因果関係について調査し、防止対策が立てられるまで工事を凍結することを要望した。四月二十五日には道から追跡調査を行っているむねの回答があった。協会でも五月中旬現地調査を行ったが、雪が残っていることもあり今後回かは現地調査を行う予定である。

久保会員

三月九日付け北海道新聞によるとヤマハが(災害復旧費用として)七百万円負担している。自分の責任でもないのに七百万円負担する馬鹿はいないのだから、事故原因はヤマハに聞けばいいのではないか。現地に行っても業者以案内されるような調査は調査といえない。(この他、久保会員から赤井川の工事について問題点の指摘あり)私が調査した結果の報告書は協会に渡す。柳沢議事運営委員

この問題は議案ではないので議事進行を求める。

久保会員

赤井川の問題についてはあとで協会に質問状を出す。

会長

「北方領土」の総合自然環境調査と自然保全施策を求める要望書案を、会員の同意が得られればご承認いただき、各方面に提案したい。

後副会長

出席会員に配布した資料にもとづき要望書案を説明。

◇このあと賛成多数で採択、要望書を関係機関に提出することを決定。

前田会員

総会出席とみなされる代理人は総会出席会員一名につき一名とすることを、ここで決議してもらいたい。

八木名誉会員

他の学会、協会でも現在の当協会と同じ方法をとっている。もし意見があれば理事会に提案して理事会で検討することにしてもらいたい。

議長

出席会員が定款をもっておらず検討に困難なので前田会員の提案は今回とりあげないことにしたい。

これをもって総会を終了する。

以上



オホーツクの湖沼と道路を見て

紺谷友昭

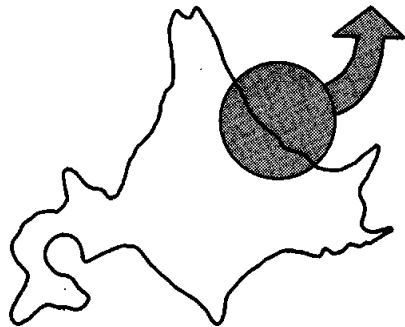
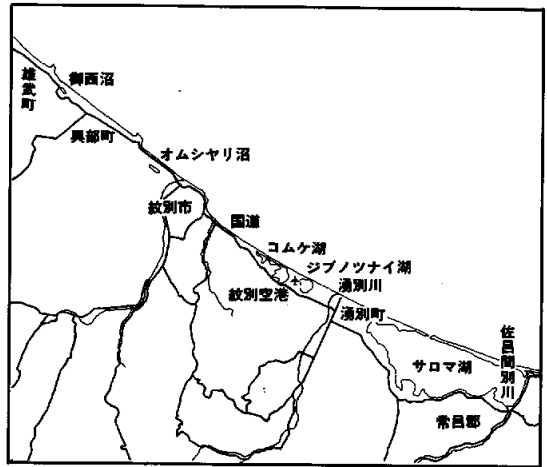
1. 北海道自然保護協会には道内各地の会員、非会員から山岳、河川、湖沼、海辺の破壊を憂い対策を求める声が数多く寄せられてくる。協会はそれらに真剣に対処し、場合によっては会長や理事が現地調査するようになってきた。

それらの声の一つとして一九九〇年秋に札幌在住の道東・西興部村出身の人たちが故郷の山中に突然、道路が作られ始めたと協会に善処を求めてきたことがあった。これについて協会の柳沢理事と私とが同年十月五日、北海道開発局道路計画課の石原勝課長補佐に会って確認したところ、その道路は西興部村、興部町、雄武町にまたがる開発道路・雄武西興部線で一九九〇年度から着工、延長二八・七km、幅員八mの二車線道路を十年以上かけて作るということ

だった。その時、われわれとしては地元出身者の声を伝え自然の保全に留意することを要望するとどめざるをえなかった。

一九九一年三月になると道東・紋別市の大館和広会員から協会に手紙がきた。その内容は、道が一九八九年、北海道自然環境保全審議会の答申をもとに決めた「すぐれた自然地域」の一つである「紋別―沢木海岸周辺」の良好な天然湖沼とされているオムシャリ沼が一九八九年ごろから工事されていて沼の周辺の湿原が草地化されている、協会で現地を見るなり管轄の興部町に問い合わせるなりしてほしいというものだった。

オホーツク海岸の湖沼と山中の道路、この二つが重なると協会としても現地を見る必要がある。私がそれを担当することになり大館さんと打



ち合わせると、彼は数日の休暇をとって現地を案内することになった。

その際、札幌在住の西興部村出身者に、例の開発道路の視察とできれば村への申し入れをいっしょにするよう呼びかけたが、彼等は村当局と実際に反対の立場に立つことをおそれたのか、それは実現しなかった。

2. 現地調査は四月十七日から二十日にかけて実行した。十七日は札幌を発って紋別市に到着し、夜に大館さんと同じ自然保護グループの藤田司さん(建設会社勤務)、小井川和夫さん(道都大学生)の三人と打合

せをした。

十八日は朝からオムシャリ沼に向かった。同行したのは大館さん、小井川さん、それに大館さんからの連絡で来てくれた紋別市の北海民友新聞、北海道新聞紋別支局、HBC紋別の記者諸氏だった。オムシャリ沼とその湿原はかつて海だったのだらう。背後の丘陵地から思沙留川と柳川がそこに流れ込んでいる。そこに加えられた工事というのは開発局が一九八〇年以前から始め一九九〇年に完了させた農業基盤整備のための国営直轄明渠排水工事で、後背の富

丘地区七〇〇haの牧場(二十五戸)の排水をよくするため思沙留川ぞいに四、〇〇〇m、柳川ぞいに二、二〇〇mの排水路を掘った。そしてオムシャリ沼とオホーツク海の接合部には鉄とコンクリートの防潮堤を作って河川水の流出を確保した。

この結果、オムシャリ沼には河川水がとうとうと流れ込んで大河川の河口のようになり周囲の湿原は干上って草地と化した。写真左。鳥類研究家の大館さんによると、この沼はアオサギ、カモメなどが立ちより、またタンチョウヅルが見られたこともあり、近くの丘陵地にはアオバト



の生息地があるとのことだったが、このような環境になったためか、少なくとも私がいた時は鳥の姿はまれであった。

3. 十八日午後は興部町の北どなり、雄武町管内の御西川が注ぐ御西沼(道「すぐれた自然地域」では大西沼)とその湿原を見たが、これはオムシャリ沼と対比する意味で大変に参考になった。

ここはほとんど開発されないでいるため浅い沼と湿原がほぼ自然状態で残って貝や小魚などが多いのだろう、私たちが行ったときでもアオサギがしきりに舞い、オオワシが数羽、水辺に並んでいた。コサギ、カモメもおり、かつてのオホーツク海岸を見るような気がした。

ふたたび海ぞいの国道に出ると大館さんは、これだけアオサギがいるなら営巣地があるはずだとあたりを見回し、たちまち上沢木地区の農家の裏山にそれを見出した。農家から数十mと離れていないカラマツの人工林の上に三十から四十もの巣が作られ、ソノ間を翼竜めいた姿のアオサギが飛び回っていた。写真下。御西沼が開発されずにいるからアオサギは近くの林に巣を作り、妨害されずに巣を作るから近くの沼に通えるのだった。自然と人間が調和し

ている姿を見る思いだった(ここには十九日も来訪)。

4. 十九日はオムシャリ沼の南、紋別市管内のコムケ湖とシブノツナイ湖を見た。いずれもオホーツク海の大量の海水が潮の満ち干にしたがって交代している。両湖とも自然景観保護地区に指定され、コムケ湖は鳥獣保護区に指定されているせいか開発の形跡はないようだった。ただし両湖の近くの海岸の侵食が非常に進んでいること(北側海岸で土砂を採取したため海流の流れが変わったことによるものらしい)、コムケ湖とシブノツナイ湖との間にある紋別空港から紋別市街への時間をわずかに短くするためだけにコムケ湖、ヤソシ沼とオホーツク海の間にある砂州に道路を作る計画があることを大館さんが心配そうに話していた。

同日午後、私と大館さん、小井川さんは興部町役場を訪れ、菅野道雄農林課長と二人の係長に会いオムシヤリ沼の保全を口頭で要望した。菅野課長は予想以上に積極的な人で、湿原は私有地となっているが、できれば町で買って保全したいこと、掘削した土盛りの明渠が将来、崩壊して自然状態に近くなるならそれにまかせたいと話した。課長たちは、後の丘陵地で植林を進めているとも



話しており、今後森林が増加すればオムシャリ沼に流れ込む水量も減少、一定化し、湿原に水路を掘らなくてもすむようになることが期待される。

帰札後の五月十日には私が道庁自然保護課の原田輝治企画調整係長を訪れ、オムシャリ沼、御西沼の自然景観保護地区および鳥獣保護区指定など保全の策をとることを口頭で要望した。網走支庁にいたことのある原田係長は事情をよく知っており、両沼はこれまで無関心のため放置されていたものと思われるが道としても保全に積極的に取り組むとのこと

だった。

オホーツク海の北海道沿岸は陸地の形成が新しいこと、開発が進まなかったことによるものだろう、日本列島のなかでもっとも数多く海岸湖沼と湿原が残されているところだ。それらは他で見ることのできない独特の景観を作っているほか、陸地から流れてくる河川水を浄化するとともに貝類、魚類の生息地となり、鳥類に生活の場を提供している。さらにそれらはオホーツク海の海中動物の生育に大きく寄与しているにちがいない。北辺にもかかわらずオホーツク沿岸に先住民居住跡が多いのは、かつての自然の恵の豊かさを物語っている。

稚内から紋別にかけての海岸湖沼ではボロ沼(猿払村)、クッチャロ湖(浜頓別町)、前述のヤンシ沼、コムケ湖、シブノツナイ湖は一応、鳥獣保護区等に指定されているが、他に数多い小湖沼や湿原についても保全対策がとられるべきだろう(道庁・原田係長によればデンマークでは、いったん草地になったところを湿原に返す試みははじまっているという)。

5. 開発道路・雄武西興部線について一言しておく。この道路予定地は四月十八日午後、大館さん、小井

川さんと歩いた。国道二三九号線からすでに二、三百m先まで舗装道路ができており、そこから奥は立派な林道が続いていた。周辺にポロヌプリ岳(八三五m)、岩上山(六九一m)、トウツ岳(七四二m)があり、それらの斜面を利用してスキー場の建設が計画されているという話を大館さんから聞いた。この道路の開通を前提にしているのかもしれない。落石のあるところで車を止め、またしばらく歩いたがかなりの傾斜で林道は続いていた。これは勾配が急でカーブも沢山ある道路になるだろう。冬季間は開通させるとしても交通は危険になるだろう。この辺は現在でも交通量は大変に少ない。開発局道路課の話ではこのような道を山中に連ねてオホーツク沿岸を走る国道の補助路線にするのだという。巨額な道路建設予算を使い続けていくために後からつけた理由ではないかとも考えられる。

自然事典 26 豆

バッファゾーン

辻井達一 (北大農学部教授)

緩衝帯。何らかの要因からの圧力を受け止めてその影響を軽減させる効果を果たす地帯または物体の集合のこと。影響源の種類や圧力の大きさ、対象の種類やタイプによってさまざまなものがある。もちろん実際の幅や面積にも大きな差がある。

騒音の影響を軽減するためには直接的には防音壁などが建設されるのが一般的で、都市内を通過する高速道路などによくみられるが、これは効果は大きくても景観的には好ましいものではなく、ドライバーにとっても視覚的・心理的によくない。そこで防音林が考えられるが、これも緩衝帯の一種である。

動物や植物の生息環境を安定させるための緩衝帯としては、音、視覚的遮断、水湿や水位そして水質の維持などを目標とするものがある。

たとえば湿原で周辺の農地開発による影響を緩和するた

めには、河川の湿原への流入部などで雪解け時期や大雨の時に氾濫する場所に、ハンノキ、ヨシ、ホザキシモツケなどの群落を積極的に成立させて、物理的にも生物的にも緩衝効果を高めることが考えられる。鉏路湿原での実験例では、バラ科の灌木ホザキシモツケの植栽が可能で、効果があるものとみられている。

ヨシを使って水質の浄化を行う例もある。生物的な緩衝帯の設定はこれからさらに必要とされ、そのケースも多くなるだろう。



平井百合子

ゴールドデンウィークの五月三・四日、中野、土方、平井と市内の会員の下村の四名で、計画地の調査を行った。千歳は計画の数が多いため、まずは残存する自然の量と質を知り、同時に何処にどのような計画があるのかレイアウトを知ろうというものである。

千歳市は東西に細長く、総面積は五九、四九一haで、人口約七八、〇〇〇人の大都市である。民有地が少なく、国有林野や自衛隊基地などの国・公有地が総面積の七五%にも達している点や、一級の原生的自然地域、それと対照的な先端産業地域の両方がある点などが同市の土地利用の特色といえる。森林地域は総面積の五四%で、市街地をほとんど西の支笏湖周辺とそれに続く国有林野、東の馬追丘陵の民有林とに大別され、それに空港周辺の山林があげられる。

ところが、最近これらの地域の全てに、開発計画が浮上したため、現存する自然をどこまで確保できるのか将来への不安が高まっている。

東部の丘陵は六カ所のゴルフ場計画が集中し、これらができた場合、一〇六四haの丘陵の自然が消失することになる(さらに四カ所の計画が控えている)。一方、支笏湖から市街地までの国有林野では、ヒューマングリーンプランの指定を受けた場合、様々な施設の造成にやはり一〇〇〇haの敷地を要することになっている。そしてその奥に支笏湖畔の美笹地区のリゾート計画がある。さらに空港周辺ではいくつかの産業基地構想が重なりあい、当地の特色であるカシワ林など多くの緑を失うのは確実である。

ゴルフ場集中地域の馬追丘陵は、「身近な自然」と呼ぶにふさわしく市民が山菜採りなどで訪れる所、薪炭林の山が投機目的に買収され放置されたことで、自然が回復し、現在は猛禽類の繁殖も可能な程度に森林生態系が整ってきている所である。特に春を彩る林床植物の花々はみごとで、カタクリ、フクジュソウ、アズマイチゲ、ミズバショウなどが、沢沼いに群生し、山菜採りに夢中の

人の目さえも奪う美しさである。幅一〜二mほどの川が数本、ほとんど自然河川として残っているが、私達が見に行つたどの川もすっぽりゴルフ場予定地で、調査の杭が無数に打たれていた。現在地元住民の間で、これ以上ゴルフ場はいらないという気運が高まりつつある。しかし、行政手続きが進められてきたので、極めて強力な運動が必要とされている。当協会としても、より綿密な現地調査をし早急に対処すべきと考え

ヒューマングリーンプランの場所は、東の天然林と異なり、ほとんど全域が人工林で、木材生産の場となっているため、樹種、林床植物の種類も画一的である。木は直径七十cmくらいのものが公売に出されていたが、そのくらい太いものは、もういくらかも残っていないようであり、植林してまだ数年一三十年位の所が多い。一帯が、採算のとれない施業地であることは素人目にもわかり、当局の焦りも理解できる。しかしだからといって、第三セクターで時流にのってリゾート開発に走るのは短絡的であり、国自ら林業放棄の手本を示すことになる。現在千歳市が構想を策定し終え、林野庁から指定を受けるための準備を進めているが、指定される前に、私達は早目に手を打つ必要があるだろう。

古くからの観光地である支笏湖畔の対岸の美笹に、さほど広くはないが、湖周辺では貴重なまとまった平坦地がある。ここも御多分にもれずリゾート開発の一等地としてねらわれた。ニセコ方面につながる国道二七六号線の整備で通年通行できるようになってから、美笹は交通の便が良いということから、開発構想は絶えることがない。その中で今話題となっているのが、千歳市の委託を受けた「支笏湖美笹地区自然環境整備利用計画」である。これは、現在あるキャンプ場、苗畑跡地などを含む平坦地の全域、約一五〇haに及ぶ計画で、「開発ではない内発だ」とは言うものの、宿泊施設他いくつもの施設を配置した構想内容から、自然に与える悪影響は避けられないものと思われる。国立公園といえど目的は「利用」なのだというのが昨今の開発の理由になっているが、連休というところもあって、湖にカヌーを漕ぎだし、河口で子供たちは水生生物を探したり、思い思いに市民は自然に親しんでおり、施設はなくても自然環境の利用は図れる、ここはこのままで十分なのではないか、というのが行ってみての感想である。

原生的自然が残る貴重な所なので、十分な調査と、慎重な検討が望まれる。

今村朋信

二月二十七日、小樽市から旭観光課長、白澤計画係長が来札され、当協会事務所小樽赤岩駐車場建設計画について説明があり意見を求められた。

当地は、保健保安林など四種の保護指定を受けている赤岩海岸の森林の尾根部分である。一般には赤岩峠と呼ばれているところで、海蝕崖一帯でのロッククライミング、夏は海水浴などで賑わう車道の終点地である。

そこに、規模二、〇〇〇㎡、六十四台分の駐車場を森林帯につくろうというものだ。

融雪を待つて二度調査に入る。

四月二十四日、オタモイ口から入り、峠を経て祝津口へ抜ける。

このコースは自然探勝路として設けられているもので、全長五・五km、海蝕崖の尾根につけられている。この一帯は、鳥獣保護区、樹木観察教育林、保健保安林、海岸風景林に指定されている。一般には峠を境に、

東赤岩、西赤岩と呼んでいる。森林は天然林といわれているが、正確には二次林で、鱧漁の盛んなころ一度伐採されている。オタモイ口から一km地点の山中口までは、畑地が尾根近くまで上がっているが、その先の峠までの三kmは、赤岩山山頂帯が無線塔の設置などで開かれていた以外は、二次天然林としての自然は残されている。

峠は赤岩口といい、ここから祝津口までの一・五kmは、西赤岩の歩道状況と一変し、道幅は三m近くありよく整備されている。道沿いに地蔵さんが立ち並び、白龍神社赤岩霊場の建築物などもあり、海蝕崖帯の景観も展げてハイキングコースとしての賑わいが強く感じられる。標高二八一mの下赤岩山の南側、標高一二〇mあたりには車道が通り、住宅地も標高一〇〇m近くまで来ている。

こうした条件に囲まれたこの森林帯は、後一押しで消滅してしまう心細さである。峠には公衆便所が建て

られてあり、夏期の土、日曜日は峠や峠までの道沿いに駐車場の車が連なるという。駐車場の建設はこうした背景の中上がった案であり、すでに保安林の解除手続きは完了しているという。

五月九日、観光課長、計画係長と現地で落ち合い意見を述べた。
・結論―駐車場の建設は望ましくないと。

理由―①当地はすぐれた自然景観が認められた国定公園の一部であり、森林の復元を図るべき地域でこそあれ、現在伐るほどの木もない疎林帯とはいえ伐採すべきでない。現に峠周辺には植林している地域もあり、三十年後には三十年経った木が育つ。

②オタモイから祝津までの五・五kmの自然探勝路周辺は、名実共に樹林観察教育林、海岸風景林として充実されることが望ましい。

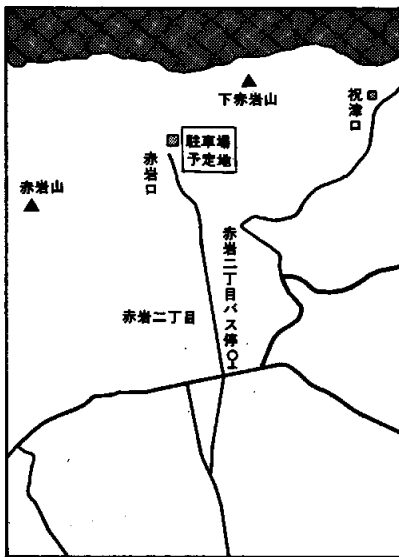
③峠道に車が集まるのは夏の一時期であること。
峠までは赤岩二丁目バス停から約一・三km、徒歩二十分の距離で、自然探勝路の一部と考えれば車の乗り入れは好もしくな

場をつくるとしたら、もっと下部にすべきであろう。

見解―①市としては保安林の解除承認はすでに得ており、既設の公衆便所と併せた事業計画であるから手続上問題はないが、あらためて考慮する。

②下部は市街化調整区域の民地で、購入取得してまで行うかは今後検討する

以上、調査行の結果を報告する。



熊木大仁

赤井川リゾート計画は、面積六、〇〇〇haで国内最大規模といわれている。対象森林が伐りつくされた二次林であるとはいえ、その計画の内容を協会として知らないでは、会員の理解は得られまい。いくつかの自然保護団体や会員からの質問も受けている。

この計画は道環境影響評価審議会を経て、一九八九年秋に着工、協会では翌年三月、現地調査を行った。計画に対する地元の反対運動はなく周辺市町村から従業員を一千数百人採用したり、食料の調達を行う等、地元は地域活性化に期待していた。計画は一九九五年完成目途、当面は札幌国際スキー場程度の規模で、その後の計画は需要動向等により流動的である。ゴルフ場は種々社会的問題が起っており、地主（私有林）の意向もあって当面やらない等説明を受けた。

昨年八月中旬、台風による大雨で下流に土砂流出の被害が発生した。

問い合わせたところ原因は異常な降雨で、大部分は国有林から流出した（事業者談）という。原因が国有林であれば、下流に被害をもたらす国有林を大規模開発させることへの問題が生ずる。いずれにしても、このまま工事を進めれば更なる重大被害の発生は必至であって、原因を究明しその対策等に万全を期する必要がある。求められるものである。

そこで協会としては一九九一年二月に、道はその責任において原因の調査を、道環境影響評価審議会は追跡調査（今回初めて要望）の実施を、また工事は万全の対策がとられるまで凍結を、との要望書を関係機関へ送った。

赤井川リゾート計画は、林野庁のヒューマングリーンプラン道内第一号である。林野庁はこれによって土地の賃貸料のほか、売り上げの数%を取入とすることが出来る。ヒューマングリーンプランが、特別会計の赤字対策であることは明白である。

林野庁は国民の委託を受けて森林の経営をまかされている。それは、保安林による国土保全と、森林資源の継続的利用によって国民経済に資することである。前者は、土砂崩壊・流出、下流域の河川氾濫、水質の汚濁、水質源の枯渇等を防ぎ、後者は、伐ったら植える、植えたら手入れをする、そして伐採量は成長量の範囲で行うとの意味である。

ところが、ヒューマングリーンプランは、本来の目的である森林の経営を放棄して、不動産屋の発想に陥ったものである。総理府の行政監察でも、林野庁の業務目的があいまいになっていると指摘している。

ヒューマングリーンプランの候補地は道内で四十ヶ所近い。これら計画が安易に進められることがあっては、奥地の良好な自然林を多く有する国有林だけに、その森林生態系に与える影響は深刻なものである。ヒューマングリーンプラン道内第一号に対して、安易な妥協は許されないのである。

本年五月、現地調査を行った。スキーコース上は、まだ残雪におおわれていたが、説明によると五〇%程表土に手を加えたという。大部分が転石混りというから崩壊・流出し易い地盤といえる。サッカー場予定地

は、植生をはいでならした玉石混りの裸地となっている。ここは二十cmほど客土を入れて早急に芝の張り付けをするという。本流に作られた砂防ダムは、すでに大部分埋ってその機能を失っており、沢の水は融雪出水時期で非常に濁っていた。

本年四月に「建設時公害防止対策計画書」（大成・三井・地崎・矢野・共同企業体）が策定されている。道や林野庁の指導により、濁水・土砂の流出防止・油の流出防止等対策が細かく示されたものである。これは土砂流出や濁水の要因として本リゾート開発工事が一因となったことを認めたものといえる。

今後は道の調査結果を待つて対応を考えていくことのほか、この公害防止対策の効果を注視していかねばならない。

「美林ツアー」をふりかえって

福地郁子

近年は森林・緑に対する切実な思入れがある一方で、簡単に、そして大規模に森林が、緑が壊されていくというのが実状である。野生動物や植物の最大母体であり、人間にとっても不可欠な存在である森林の貴さ、美しさを知ることには大変意義深いものである。手入れのいきとどいた人工林、自由に育った天然林、人手の入れぬ原始林などを訪れることにより、森林に対する考え方の手掛かりを得ることを目的としたのがこの「美林ツアー」である。このツアーの始まりは「北海道自然一〇〇選紀行」が出版されたのを期に「自然一〇〇選」の地を中心に森林を見て歩くツアーが協会内で企画されたことによる。「自然一〇〇選」が朝日新聞の読者からの投票をもとに決められた経緯から、最初は朝日新聞社が後援となり、講師に小関隆祺先生(現名寄女子短大校長)があたりられた。

一九八六年の第一回目は、岩見沢

利根別自然休養林―遠軽家庭学校の森―阿寒の前田一步園の森―池田町牧場の家―富良野東大演習林を廻る約一、〇〇〇kmの旅であった。今でも遠軽の家庭学校の手入れの行き届いた美しいミズナラの森が思い出される。

一九八七年の第二回目からは北海道新聞社が後援となり、社告という形で応援していただいた。またこの回以降私が企画を担当することになった。

第二回目は道南方面ということで、黒松内ブナ林―七飯のアカマツ並木―函館山―砂坂の海岸林―厚沢部の土橋自然観察教育林―小樽長橋の苗圃を見て回った。砂坂海岸の防砂林としての成功例、北限のブナやヒバ、南限のトドマツなどバラエティに富んだツアーであった。

一九八八年第三回目は大雪方面ということで、日勝峠ピアノの森―然別自然休養林―十勝三股永久凍土の

森―大雪湖―黒岳―旭川外国樹種見本林というコース。厳しい環境ほどアカエゾマツが育つ条件であることにけなげさを感じたものであった。一九八九年第四回目は道北方面を企画し、雄冬岬―サロベツ原野―稚内海岸林―北大中川演習林―美深町松山湿原―朱鞠内湖。美林というより湿原巡りというべきツアーであった。

一九九〇年第五回目は日高十勝方面で、静内の千本桜―アボイ樹木園―えりも緑化事業地―更別湿原のヤチカンバー―ホロカヤント―札内川のケシヨウヤナギ自生地―富良野東大演習林樹海碑などを見て回った。

このツアーでは、広尾の丸山公園でお弁当をつかっていると、近くでサケ鍋、ジャンジャン焼きを楽しんでいたら町のグループから声が掛かり、こちらが自然保護団体だと分かるとは是非自然保護の話をして欲しいということになり、八木講師と俵講師が一席お話をされ、そのおかげで参加者一同サケ鍋やジャンジャン焼きをごちそうになったというエピソードがあった。

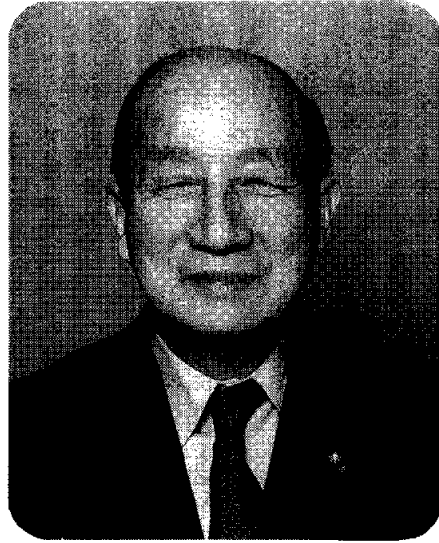
なお二回目からは俵副会長が、また三回目からは八木前会長も講師として同行して下さった。また五回目のツアーでは、八木前会長から素晴らしい水彩画が参加者にプレゼントされた。

おおよっぱに札幌発二泊三日で行ける道内の森林はひととおり回ったと思われる。このツアーで緑の、森林のはたす意義が、参加者をおしていろいろな方に伝わったことで一応の役目を終えたと思われる。まだまだ継続することに意義もあるのだが、同じ企画をすることは何か新鮮味に欠け発展性がなく思われる。五回という区切りのよいところでしばらくお休みさせていただきたい。

毎年楽しみに参加していただいた方、忙しい時間を割いて同行して下さり、添乗の私が行き届かないところをいつもカバーしていただいた講師の方には、本当にお世話になり感謝している。うれしい結果として約二百名相当の方が森林・緑をとおりて当協会の良き理解者になっていただいたということである。

これもひとえに講師の方の人柄と きめ細かいご説明に加え、北海道の豊かな自然の賜物であると考えている。意義ある企画を事故もなく実行させていただいたことに、今大変感謝している。

東條猛猪さんを偲ぶ



井手 貴夫

東條さんとは自然保護協会の新発足以来のおつきあいであるが、協会長として随分よく盡していた。大雪横断道路問題では、私が強硬に反対するので、一度見に行ってみようといひ出して一緒に歩いた。ゴルフで鍛えてあると自信ありげだったが、ゴルフと山登りとは雲泥の差があるので、同行の帯広の芳賀教授に頼んで、担架班を用意

してもらった。果たして第一日目の登りとその夜の天幕の宿泊で疲れ果てて、帰り道は担架に載せて白金温泉の宿舎へもどったことがある。あの広大な大雪の山なみを瞥見して、一本道路が通る位のこととは内心思われたい。それにしても東條さんとしては当時の知事の道路建設には反対できない立場にあったので、袂を分つことになつた。そしてとも角も大雪横断道路を阻止することができた。

山で亡くなった北洋相互の社長だった大塚さんが、東條さんは癩癖の強い人だから気をつけるように、と注意してくれたが、私がぼんやりだったのか、何年かのおつきあいにそんなことは少しも感じなかった。フィレンツェへ行こうと思つて、いつか東條さんが、見残したものがあつたから、もう一度行くといひつていられたことを思い出して、訪ねて、

フィレンツェの見所を尋ねたことがある。ウフィツィの絵画やミケランジェロの銅像などを勧められた。あの豪壮な大伽藍を見て、日光の東照宮を思い出したことを絵葉書に書いたことがある。

昨春秋に関西へ旅行した時、列車の選び方が下手だったため、函館と青森で乗りかえに階段を登り下りした。重い鞆を持っていては辛いのでエスカレーターをつけて欲しいこと、車掌の敬語の使い方など、気のついた事を手紙に書いたら、楷書のご丁寧なお手紙をいただいた。それに今井道雄さんと隣り同志に入院したことが書いてあつて、そのうちお見舞いを書きたいと思つているうちに悲報に接した。かえすがえすも残念な悲しいことである。

最後にもう一つ。私の随筆集の中の口絵の写真の日づけと本文の中の日づけとが違つている、と指摘されたのは、東條さんだけだった。矢張りカミソリ東條さんだと思つたしだいである。

八木 健三

北海道自然保護協会が一九六四年創立以来八年間にわたり、会長として協会の発展の基礎をきずかれた東條猛猪さんが、さる五月二十三日ガンのため八十一才をもって逝去された。

大蔵省の銀行局長などを歴任のあと、拓銀の頭取になつておられた東條さんは、北海道経済界のトップとして重きをなしておられた。したがつて、「自然保護」がまだ充分市民権を得ていなかった当時、東條さんが会長になられたことは、協会の声望をあげ、影響力を大きくする上で効果があつた。協会の会誌創刊号の巻頭には、会長として「北海道自然保護協会はまだ日も浅く、また微力である。その前途には、苦難とともに栄光があるであらう。」と書いておられる。まさに協会のその後の道を予言しているようだ。そして自然保護問題に関するご意見番として、行政面にもいろいろ発言しておられた。

会長を退ぞかれたあと、一九八四年に東條さんは名誉会員第一号に推せんされたので、私は拓銀にお訪ねしてご承諾をお願いしたところ、たいへん喜ばれた。いろいろな会合などでお目にかかるとう温顔に笑みを浮

かべながら「なかなかたいへんな時にご苦勞様ですね」とねぎらって下さった。北海道寮歌祭にはよく出られ、高知高校の寮歌をうたった姿が目につぶ。

昨年スウェーデンのグスタフ国王が来道され、環境問題シンポジウム「今日における環境問題への挑戦」が開催されたとき、東條さんはその実行委員会の委員長になられ、私も委員の一人としてお手伝いしたが、会議でもいざ重要な点などになると、スパッと決断を下されるのには「流石は…」と敬服した次第であった。

その後このシンポジウムの記録は協会の「北海道の自然」二九号に全部収録されているが、でき上った報告書をご覧になった東條さんがたいへん喜んで下さったことを伺い、いろいろ努力した私としても嬉しかった。

当時のご入院中だったので「お元気になられたらお目にかかって…」と思っていたのに、にわかにご逝去になられ、その機会を失ったのは何とも悲しい。

協会に対する大きなご貢献に感謝するとともに、東條さんの御霊の安らかならんことを祈る次第である。

91 市民地域規制

まだ、なぜゴルフ場

平井百合子

六月二日、千歳市市民文化センターにおいて、地元の千歳環境問題連絡会の主催（当協会後援）で、規制地域住民会議91「まだ、なぜゴルフ場」と題し、シンポジウムが開催された。道内各地から約七十名の参加があり、十五名の発言者からゴルフ場計画で揺れている現地のナマの姿が明らかにされた。予定された六時間をオーバーしてしまったのも、各地でのゴルフ場開発がいかにすさまじいかを物語っている。当協会の八木前会長の話によると、このすさまじさは我が国の歴史にないばかりか、世界にも例のないものだそうである。

この異常なブームのストッパーに期待された道の規制要綱は、昨年十一月遅まきながら施行されたものの、期待を裏切る抜け穴だらけの中身であった。今なおそれと気づかず規制を信じている人がいたら、そうでない実態を知らせたいというのが、今回のシンポジウムの目的のひとつである。特に「規制要綱の適用

を除外する」という扱いを受けて、許可へ向って進んでいる計画が六十もあり、しかもそのうちの多くは規制地域に指定された市町村における計画で、これでは規制の意味は全く無い。会議では、これらの全計画の凍結を求めていくアピールを出した。

さらに、これらの計画の中の地域住民の話から、いかに住民に知らされないまま行政手続きだけが先行してきたかが明らかに。道から一旦地元に戻し、住民のコンセンサスをきちんと得るべきであることが強調された。計画数は千歳空港周辺が最もひどく、それに続いて旭川、釧路など空港のある所に集中している。旭川、弟子屈からも参加があり、各地の人が共通の問題点を確認し、連帯意識を強めることができたのも、こういう催しならではの成果である。次の行動の準備にとりかかろう。間断のない動きは必ず大切な自然を残すために、具体的な効果を産み出すと信じている。

道知事選立候補者への 公開質問に対する回答

(要約)

ゴルフ場問題について

質問「北海道にはすでに二二三カ所のゴルフ場があるのに、進行中のものが九十五カ所、さらに二二〇カ所も計画があるというが、今後の新・増設にどう対処するか。」

斎藤氏 ゴルフ場の乱開発はきびしく規制されるべきで、厳密な環境影響評価を行い、住民の合意を得られたものにかぎり認める。

横路氏 道は「ゴルフ場開発規制に関する要綱」で規制・指導しているが、基本的には市町村の自主的判断により乱開発を防止する。

佐藤氏 地域活性化の手段の一つとして有効だが、自然破壊にならぬよう環境保全に十分配慮する必要がある。

質問「道の「要綱」では一市町村二

カ所、一％以内と規制しているが、地域振興等に寄与する場合は「特例」で、さらに新・増設が可能とされている。どう考えるか。また「要綱」では有効な歯止めとならないので、罰則をとまなう「条例」が必要ではないか。」

斎藤氏 「特例」は一市町村三カ所一％の枠を破る「抜け道」となる恐れがあり問題である。さらに規制を強化するためには「条例」が必要で、道民の総意により、乱開発に歯止めをかけることが重要である。

横路氏 すでに申請中のものについては、自然環境を重視し、許可条件や道の指導要綱が満たされるよう働きかける。市町村の自主的判断で乱開発を防止すべきだが、「要綱」が有効な規制効果を発揮できるように継続的に検討する。

質問「釧路湿原（鶴居村）で、タンチョウの生息や湿原の生態に悪い影響を与える恐れのあるゴルフ場が、「要綱」の枠を超え村内四カ所目のものとして計画されているが、どう対処するか。」

斎藤氏 建設に反対する。

横路氏 「要綱」施行前に計画されたもので、十分な環境影響調査と検討を行い、また関係団体や地域住民を含めた協議がすすむように促す。

佐藤氏 環境アセスメントを行った上で十分に検討すべきである。

質問「リゾート法についてどう考えるか。」

斎藤氏 廃止を含めて根本的に見直す。

横路氏 自然環境への影響を考慮す

佐藤氏 「特例」の運用は厳正に行うべきで、それぞれのケースについて十分に検討することが望ましい。「条例」は個別の法との問題がでてくるので、「要綱」の適切な運用で対処すべきである。

質問「大雪山国立公園内の美瑛富士のスキー場等の開発計画をどうするか。」

斎藤氏 反対。開発業者の国土計画などに中止を要請する。

横路氏 自然保全に関する十分な調査や検討が前提である。

佐藤氏 計画やアセスの段階で厳正に対処し、適切な開発を進めるべきである。

国有林野問題・ごみ問題・自然保護思想の普及について

質問「国有林野の「赤字」問題と、知床以外の生態系保護地域設定について。」

斎藤氏 林業予算の大幅増を求め、知床以外の指定を求めるよう取り組む。

横路氏 林業予算の充実を要望する。貴重な天然林のあるところは、指定されるよう道としても要請する。

佐藤氏 国有林野事業会計の健全化

を国に働きかける。

生態系保護地域指定については地元関係者の意向をふまえて対処する。

質問「ごみ問題と、自然保護思想の

普及と教育についてどんな政策をもつか。」

斎藤氏 住民の協力と企業責任の明確化によるリサイクルを推進する。容器の規格化、空きびん引き取りの義務化や業者への公的助成等を行う。

自然保護思想の普及については、道の副読本をつくる。

横路氏 リサイクル推進室を道庁につくり、取り組む。

環境読本の作成、環境教育モデル校の指定、エコ・アドバイザーの設置、ボランティア・レンジャーなど自然解説員の育成に努める。

佐藤氏 「再生資源利用促進法」の促進をはかり、リサイクル運動を推進する。

千歳川放水路について

質問「千歳川放水路についてどう考えるか。」

斎藤氏

環境破壊、洪水対策としての有効性にも疑問がある。計画の中止と石狩川本流での治水対策を検討すべきである。

横路氏

道の立場から必要な調査と検討を行ってゆく。

佐藤氏

早期に着工する。

以上

(要約 俵・中野)

陳情書 要望書 意見書

大雪山国立公園旭岳温泉地区の自然保護規制緩和に反対する要望書

一九九一年三月十八日

環境庁長官 愛知和男様
北海道知事 横路孝弘様

北海道自然保護協会
会長 小暮 得雄

大雪山国立公園旭岳温泉地区(旧称・勇駒別地区)は、国立公園のすぐれた自然環境を探索する基地として、自然を傷つけることなく適正な整備がなされるよう、「勇駒別集団施設地区」指定地域として、建築物の用途制限、高さ制限などが設けられ、従来それが関係者によって遵守されてきたことは周知の事実であります。

しかし、最近はその地区に大手のリゾート企業が進出したことで、地元関係者から、高さ制限の緩和、ホテル建設可能な宿舍区域の拡大など、集団施設地区計画による規制緩和を求める要望書が、環境庁および北海道に提出され、環境庁では目下「検討中」と伝えられております。(別添

資料参照)。

近年、リゾート法(総合保養地域整備法)成立によって引き起こされた異常なリゾートブームは、国土の自然環境保全上憂慮すべきものがあがり、当協会としてはリゾート法およびリゾート開発に、批判的な立場をとっております。

その一方、「北海道富良野・大雪リゾート地域整備構想」(以下「基本構想」という)が、既に国土庁の承認を受けて存在しているという現実もふまえないならばならない部分があることも承知いたしております。しかし「基本構想」に盛り込まれた事業は、自然保護上の問題がなく無条件で実施してよい、というものではありません。

まして勇駒別集団施設地区の規制緩和は、下記理由のとおり、「基本構想」の理念に反するばかりでなく、「基本構想」そのものを否定するものでありますから、絶対に認められるべきではありません。地元関係者からの規制緩和と要望に応ずることのないよう、強く要望いたします。

記

1. リゾート計画より国立公園計画が優先すること

「基本構想」には「自然公園の特別地域については、極力、重点整備

地区から除外することとし、重複する場合は、事業実施の各段階で優れた自然環境の保全とその適正な利用に支障のないよう、公園計画等と十分な調整、整合を図る」と明記されている。

その理念のもとに立案されたリゾート計画による旭岳地区（重点整備地区）が、本来は避けるべき国立公園特別地域と重複させておきながら、集団施設地区計画（公園計画）との整合を図らぬばかりか、その変更を求めることは、本末転倒の発想であり、認められるべきではない。

2. 旭岳地区の宿泊施設などは既存施設を活用するのが「基本構想」であること

「基本構想」に盛り込まれた旭岳地区の重点整備地区のうち、「勇駒別」に係る宿泊施設（旅館）、スポーツ又はレクリエーション施設（ロープウェイ、クロスカントリースキーコース、野营地）は、いずれも「既設」と明記されており、新設と見られるのは休養施設（温泉保養施設としての露天風呂）ただ一施設に過ぎない。「勇駒別」以外の「野花南」には、その自然保護上の是非は別として、国有林を利用したスキー場、野营地などが「新設」として計画されている。

このことは、リゾート開発に当っても、「勇駒別」では既存の施設を現状のまま規模拡大することなく活用する、というのが「基本構想」の考え方なのである。それにもかかわらず、勇駒別集団施設地区計画による規制を緩和して、高さ制限の緩和、

ホテル建設可能な宿舍区域の拡大などを求めるのは、リゾート関係者自ら「基本構想」を否定しようとする行為で、認められるべきではない。

3. 勇駒別集団施設地区計画は国立公園にふさわしい計画であること

勇駒別集団施設地区は計画が策定されてから年月を経ているので、現状にそぐわなくなっている、と規制緩和を求める地元関係者は主張するかもしれない。しかし、他の観光地の建築物が巨大化、非自然化していく趨勢の中で、自然の樹林に囲まれ、樹林の高さを越えない限度の高さのヒュッテ風の建物を基調とする勇駒別集団施設地区計画は、自然環境を尊重する国立公園として、いっそう堅持される必要性が高まっており、どこの観光地にもあるような、巨大化、非自然化への道を進むべきではない。

「鶴居カントリークラブ」計画の中止を求める要望書

一九九一年四月一日

鶴居村村長 鏡者和三郎様

(注)北海道自然保護協会

会長 小暮 得雄

貴村はかねてより村をあげて特別天然記念物タンチョウの保護につとめられ、特に冬季の給餌活動により、タンチョウの生息数が徐々に増加するなど、大きな成果を収められていることに深い敬意を表するものであります。

さて、このたびタンチョウを守る地元有志の訴えによりますと、貴村は「鶴居カントリークラブ」計画を地域振興策と位置づけ、道と事前相談中とのことでありますが、ご承知の通りゴルフ場計画地域は釧路湿原の上流部にあたり、鶴居伊藤サンクチュアリのすぐ目の前であります。

計画のゴルフ場から流入する十三線川はタンチョウの採餌場となっており、しかも十三線川は約2km下流で雪裡川と合流して釧路湿原に流れこんでいます。

雪裡川は冬季間約10kmの範囲にタンチョウ約三百羽が集中するわが国唯一最大の集団ねぐらとなっているばかりでなく、その下流と、ゴルフ

場計画地から流入するもう一つのチルワツナイ川とは、共に、タンチョウの重要な営巣地でもあります。

述べるまでもなく、タンチョウは湿原に強く依存し、特に湿原のへりを主な生息地に行っているため、湿原を取り巻く環境変化の影響を真先にうけることとなります。ゴルフ場造成による河川改修、排水工事、森林伐採等は河川水量や地下水湧水に変化を起し、タンチョウのねぐらや採餌場の環境を大きく損なうことになりましょう。また農業の流出がないうちより吸着剤（オルパール、オルガノ）を使用することですが、このオルパールは実際のゴルフ場での使用例がない新製品で、効果や効力の持続期間に疑問が残る、農業による危険は解消されません。再びタンチョウを絶滅の危機に追いやる恐れが多分にあると考えられます。

貴村には、すでに二ヶ所の既設ゴルフ場があります。ラムサール条約登録地でもあり、特別天然記念物タンチョウに残された最後の聖地でもある釧路湿原国立公園の周辺に、更にゴルフ場を計画することは、あまりにも無謀で理不尽な行為であり、認めることはできません。

鶴居村カントリークラブ計画の道への事前相談申し出を取り下げて、

これまで村をあげて守り続け「タン
チョウの里・鶴居村」として全国に
知られ、親しまれてきた、タンチョ
ウと共存する豊かな村づくりを志向
されるように切に要望いたします。

要望書

一九九一年四月一日

北海道知事 横路孝弘様

(社)北海道自然保護協会

会長 小暮 得雄

このたび当協会では、鶴居村村長
に宛て、別紙のとおり「鶴居村カン
トリークラブ計画の中止を求める要
望書」を提出いたしました。

貴職におかれましても、その趣旨
をご理解の上、同ゴルフ場計画の撤
回にむけて、強力なご指導を賜りま
すよう、切に要望いたします。

「北方領土」の自然環境総合調査実
施と自然環境保全施策を求める要望
書

一九九一年五月二十日

内閣総理大臣 海部俊樹様

環境庁長官 愛知和男様

北海道開発庁長官 谷 洋一様

農林水産大臣 近藤元次様

外務大臣 中山太郎様

法務大臣 左藤 恵様

ソ連大使 L・A・チェゾフ様

北海道知事 横路孝弘様

(社)北海道自然保護協会

会長 小暮 得雄

このたびのゴルバチョフ・ソ連大
統領の来日にもなつて発表された
日ソ共同声明によって、「北方領土」
問題は新たな段階に到達しました。

「北方領土」の最終的帰属が確定す
るまでには、まだ長い道のりが必要
でありましようが、「政経不可分」の
原則が緩らげられたことにより、日
本の経済協力による各種開発や、一
般国民の往来が行われる可能性がで
てまいりました。

申すまでもなく「北方領土」の自
然環境は、帰属の如何にかかわらず、
自然保護の観点からきわめて重要な
地域であります。この地域における
戦前の主産業は、水産業と林業であ
りましたが、林業に例をとると、歯
舞諸島を除く色丹、国後、択捉島を
合わせた約四十九万haのうち、約
九三%が国有林によって占められ、
その事業の経営実態は「木材私下代、
雑種別私下代の収入に対し、事業費、
俸給等の支出がほとんど一割にも充
たず」という「伐採林業であり、掠
奪林業であった」(千島森林誌、帯広
営林局一九五九)と報告されていま
す。

現在のソ連支配下の森林の実態は

明らかではありませんが、今後の日
本の経済協力が戦前の再現であれ
ば、資源の枯渇、環境の破壊をもた
らすことは必至であります。

また戦前の「北方領土」では諸般
の理由から観光産業は成立しませ
んでしたが、今後は観光リゾート開
発の期待も高く、すでに観光開発のプ
ランを練ったり、私有地の権利譲渡
を画策している企業もあると、とり
ざたされております。

色丹島を例にとると、海岸から寒
地・高山植物の美しいお花畑が展開
し、「色丹島は北海道における植物の
宝庫にして、また国内屈指の植物名
産地なり。幸いに僻地として概ねよく
今日までその原始相を保ち得たれ
ば、植物群落および特殊植物を原型
のまま保護し、学術研究の資料に保
存するは、極めて意義のあることと
言はざるべからず」(色丹島植物調査
報告、北海道庁拓殖部一九四〇)と、
戦前から自然保護の重要性が指摘さ
れており、北海道庁では色丹島全域
を、現在の自然公園に相当する「十
八景勝地」に選定していました(北
海道立公園と景勝地、北海道景
勝地協会一九三六)。

この優れた景観は今日もなお維持
されていることが期待されますが、
そうした所へ「往來の自由」によつ

て民間活力導入の無秩序な観光開発
が行われれば、たちまちにして「宝
庫」を失うことは火を見るよりも明
らかであります。

さらに国後島は火山や森林の原始
的環境と優れた景観が、知床半島以
上の規模で広がっているとされてお
り、しかも東亜冷温帯と亜寒帯を分
ける「宮部線」は択捉島と得撫島の
間にあって、世界的に重要な植物分
布境界線として認識されていきます。

したがって国後島や択捉島の植生
は、東亜冷温帯の最東北地域の姿と
して損なわれることなく、そのまま
後世に伝える必要があります。

また「日ソ渡り鳥保護条約」など
野生鳥獣保護からも「北方領土」は
重要な位置を占めています。この地
域全般を通じて野生的環境が維持さ
れ、シマフクロウ、タンチョウ、オ
オワシ、オジロワシ、ウミガラス、
ヒグマ、ラッコ、オットセイなど、

絶滅が危惧される希少鳥獣や国際条
約による保護対象動物が、日本国内
より安定的に生息する可能性が高い
と期待されます。これらの保護のた
めには山岳、森林、草原、河川、湖
沼、湿原、海岸、海面など多様な環
境が広範囲に総合的に保全される必
要があります。
したがって、今後の「北方領土」

に対する経済協力、開発事業の実施に際しては、環境保全、資源保護を大前提とすることが肝要であります。そこで、まず日ソ共同により自然環境の総合的調査を実施し、その上にたった自然保護地域の設定と、適正な土地利用のマスタープランの策定など、下記の事項を早急に実施、または方向の確認をされるよう強く

要望いたします。

記

1 「北方領土」の経済協力、開発事業の実施は、環境保全、資源保護を大前提とすることを日ソ共同で確認し、以下の事項も日ソ共同で行うこと。

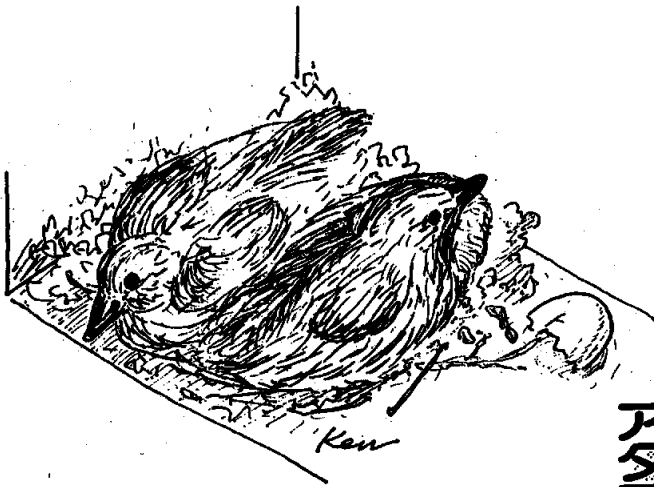
2 「北方領土」の陸域、海域を含めて、自然環境の総合的な調査を

早急を実施すること。その調査には自然保護団体代表も加え、すべての資料は公開すること。

3 上記結果にもとづいて厳正な自然保護地域を広範囲に設定すること。各種開発行為は、それ以外の地域で節度をもって行われるよう、適切な土地利用計画を立案すること。

4 各種開発に際しては、戦前の「北方領土」で行われた資源掠奪的な開発は行わず、資源保護が保証される範囲内の資源育成的な開発とし、また環境アセスメントを義務づけること。

なお、「北方領土」が日本に返還された後に、戦前の「千島国有林」が、林野庁所管の国有林に帰属することがあっても、その経営にともなう会計は国内の国有林事業特別会計とは別のものですること、また戦前の土地所有権、鉱業権、漁業権などの諸権利は、たとえ復権されることがあっても、自然環境保全、資源保護の「公共の福祉」のもとにきびしく制限されるべきこと、を併せて要望するものであります。



PIPITの親子

ヒナはこんなに大きくなりました

ある朝、事務局長の高橋さんが、事務室のガラス戸を開けたら、なんと出窓の床に鳩が二つの卵を産んでいるのにビックリ。やがて可愛いヒナが二羽生まれ、親はセッセと餌を運んで来ます。

「頭のいい鳩だね。ここなら絶対安全と協会の巣をつくるとは」と一同大よるこび。親がいない間「クウークウー」となっているヒナはごらんのようにだいぶ大きくなりました。巣立ちも遠いことではないでしょう。元気で育ってネ、鳩子ちゃん!! (八木)

NCの校正をしている間にヒナはすっかりハトラしく育ちました。巣立ちも間近でしょう。



(会場記載のないものは
事務所で実施・敬称略)

第八回常務理事会(拡大)

一九九一年二月十五日

出席者 小暮得雄、鮫島惇一郎、俵浩三、今村朋信、紺谷友昭、中野徹三、福地郁子、柳沢信雄、熊木大仁、土方晃、平井百合子(十一名)

報告

一、本年の自然観察指導員講習会を八月九日〜十一日名寄市で開催することが報告された。

議題

一、旭岳温泉地区の規制緩和問題について

東川町が環境庁に対し、同地区での施設計画の規制緩和を要請していることをうけて、規制緩和に反対する要望書を検討した。

二、鶴居村及び根室別当賀川ゴルフ場計画について

鮫島、中野両理事が現地へ行き、計画中止を申し入れるなど適宜対応することになった。

三、ゴルフ場開発規制一〇％枠を守る

よう要請する件について

平井理事から、千歳市において規制枠を超えているにもかかわらず駆け込みで計画が受理されていることを踏まえ、規制枠を守るよう道と市に対し要望書を提出すべきとの提案があった。検討の結果、当面地元自然保護団体の活動を見守ることになった。

四、道内の「ヒューマングリーンプラン」について

今後ヒューマングリーンプランの研究を深めることが決まった。

第九回常務理事会(拡大)

一九九一年三月十五日

出席者 小暮得雄、俵浩三、今村朋信、紺谷友昭、中野徹三、福地郁子、柳沢信雄、熊木大仁、土方晃、平井百合子、山本行雄(十一名)

報告

一、中野、柳沢両理事が行った根室市及び鶴居村のゴルフ場計画地調査の結果が報告された。

二、小樽市赤岩海岸の尾根部分に駐車場を建設することにつき、同市から来訪の上説明があった。この地域は保健保安林など四種の保護指定を受けている所でもあり、近く現地調査をすることになった。

三、白老町にミサワホームが大規模

リゾートを建設することにつき、今村理事が担当して調査することになった。

四、津別町でのヒューマングリーンプランによるリゾート計画(国土計画が主体)について、熊木理事が担当し調査することになった。

五、北海道の「すぐれた自然地域」に指定されているオホーツク海岸のオムシヤリ沼周辺の湿原が、農地改良工事で草地化していることにつき、紺谷理事が担当して調査することになった。

議題

一、大雪でつべんコンサートの協賛について

主催者側から人員規制等を行い、山頂部の踏み荒らしを防止するという確約があったので、協賛の要請を了承した。

二、鶴居村ゴルフ場計画に関する反対要望について

タンチョウの生息地をおびやかす心配があるため、同村長及び道知事に要望書を出すことが決まった。

三、道知事選立候補者に対する公開質問状提出について

中野理事作成の原案を検討し提出することを決めた。

四、各地調査の担当について
小樽赤岩について今村理事、赤井川

について熊木理事、美笛など支笏湖周辺について中野理事がそれぞれ担当し、現地調査を行うことが決まった。

第一二四回理事会

一九九一年四月十三日

出席者 小暮得雄、鮫島惇一郎、俵浩三、今村朋信、紺谷友昭、中野徹三、福地郁子、熊木大仁、田中敦、寺島一男、中川元、林吉彦、土方晃、平井百合子(十四名)

報告

一、知事選立候補者への公開質問状に対し三候補から回答があったが、道連合からの類似の質問状が先に公表されたためか、報道関係による公表はなかった旨報告された。

議題

一、入会者の承認について
A会員十一名、B会員二名、団体会員一の入会が承認された。

なお今回より転居先不明会員については、一事業年度を通して連絡の無い場合、年度末をもって退会とすることが決まった。

二、一九九一年度の活動方針及び事業計画について

従来実施されてきた主だった内容の継続、「森」「川」の問題に積極的に取り組むことなどが決まった。

新会員紹介

90・10・28〜91・5・18現在

三、一九九一年度の予算案について
 理事会を年四回から六回に増やす
 ことが決まったため、予算案の一部
 修正して承認した。
 四、役員会の在り方について
 会長から以下の提案があり承認さ
 れた。
 ・理事会は隔月(奇数月)開催を原
 則とし、理事会のない月(偶数月)
 は拡大常務理事会を開催する。
 ・拡大常務理事会に出席する理事は
 議決権を有する。
 ・常務理事会は必要に応じて開催す
 る。
 五、ゴルフ場問題シンポジウムの開
 催について
 WGから、千歳市において道連合
 及び情報ネットワークとの共催でシ
 ンポジウムを開催したい旨提案があ
 り、次回理事会で詳細を確認するこ
 とになった。
 六、「北方領土」の自然保護について
 「北方領土」の自然保護について
 ソ連大統領来日を機に、協会として
 の態度表明が必要でないかとの提案
 を審議し、今後の進め方を三役で、
 検討することになった。

【個人A会員】

吉成 弘	石田 昭義
本間 敏	鈴木 越暢
大久保 フヨ	豊岡 洪
市川 守弘	岡本 直樹
高橋 昭夫	内山 尚三
原 昭徳	捧 一夫
金子 家隆	久保 喜一
岡井 健	萩原 美代
川竹 健二	福田 丞
斉藤 笑子	柘植 純一
出口 康成	斎藤 道子
中竹 孝行	藤本 明
佐藤 滋樹	菊池 昂哉
佐藤 昭雄	市川 吉次
平田 伸一	中山 俊雄
金田 耕一	菊地 香津美
山本 えり子	土江田 つや子
玉田 文代	須貝 加代子

【個人B会員】

市川 利美	坂口 和子
内山 章子	佐藤 登代子

【学生会員】

佐々木 博美	本田 晃
小井川 和夫	

【団体会員】

のうなか医院	若浜医院
--------	------

(尚)地域環境計画コンサルタント
 ㈱アクシス・コーポレーション
 (敬称略)

行事のご案内

●北海道自然観察指導員講習会 開催のご案内

名寄市において今年の講習会を次
 のとおり開催致します。今回実施後
 諸事情でしばらく休止となりますの
 で、関心のある方は是非ご参加下さ
 い。

日程/八月九日(金)〜八月十一日(日)
 場所/名寄市(ロジビヤシリ)
 対象者/二十才以上・期間中すべて
 の講義・野外実技を受講で
 きる方。

参加費/一般 二九、〇〇〇円
 会員 二五、〇〇〇円

講師/学識経験者(由北海道自然
 保護協会理事、(由)日本自然
 保護協会理事ほか)

締切り/申し込み締切り 七月二十
 二日(月)

申し込み方法、その他詳しいこと
 は協会に早めにお問い合わせくださ
 い。(☎〇〇一一二五一一五四六五)

雪だるま基金

鮫島 博一郎	二、六〇〇円
近藤 憲久	一〇、〇〇〇円
鈴木 啓三	六、〇〇〇円
日本地質学会総会有志	三七、二三七円

城戸 欽也	二、〇〇〇円
佐藤 正喜	一、〇〇〇円
市川 守弘	五、〇〇〇円
市川 利美	五、〇〇〇円
小島 圭子	五、〇〇〇円
深林 廣行	六、〇〇〇円
地学団体研究会総会有志	一〇、〇四八円

佐藤 昇	一〇、〇〇〇円
佐藤 捷彦	一〇、〇〇〇円
しべちやりの集い有志	五四〇円
荒川 松蔵	五〇、〇〇〇円
菊地 香津美	一、〇〇〇円
小原流本部	一〇〇、〇〇〇円
同流全道青年部	一〇〇、〇〇〇円
藻岩下ママさんソフトクラブ	三、五四八円

いかり康代さんを励ます会有志
 三一、〇六一円
 小原流全道青年部 二五、六九〇円
 ☆ありがとうございました。(敬称
 略)

〔暫だるま基金納入方法〕
郵便振替口座 小樽五―一七二八
口座名 ㈱北海道自然保護協会

寄付金

泉 亮 四、〇〇〇円
阿部 審也 一、〇〇〇円
伊藤 美代 二、〇〇〇円
中井 惺 一、〇〇〇円
金田 耕一 一、〇〇〇円
ありがとうございました。(敬称略)

寄贈図書

寄贈者 八木健三
・「90盛岡から…自然をだいに…」
寄贈者 北海道
・「身近な自然活用のすすめ」
・「野生動物分布等実態調査報告書」
―ヒグマ・エゾシカ個体数調査―
―ナキウサギ生態等調査報告書―
・「天売島ウミガラス生息実態調査報告書」
寄贈者 加藤幸子
・「私の自然ウォッチング」
寄贈者 福地郁子

・「さっぽろ文庫56花のある風景」
寄贈者 富川 徹
・「宮島沼及びその周辺における水鳥の動態食性等調査研究報告書」
寄贈者 飯嶋 良明

・「大樹町歴舟川河口におけるシギチドリ類の渡来状況」
寄贈者 上川町自然科学研究会

・「上川町の自然第15号」
寄贈者 工藤 晃

・「環境―解決への挑戦」
寄贈者 成瀬廉二

・「雪水辞典」
寄贈者 ウトナイ湖サンクチュアリ

・「90年度ウトナイ湖サンクチュアリ年次報告書」
寄贈者 日本野鳥の会

・「フィールドガイド日本の野鳥」
寄贈者 富山県自然保護協会

・「プーターン王国自然調査団報告書」

購入図書

図書名
「リゾート危険白書」 マルジュ社
「ゴルフ危険白書」 マルジュ社
「地域を考える」 日本科学者会議
福井支部

NC編集室より

・ 今回の発行が予定より遅れましたことをお詫びいたします。
・ 前号に掲載しました「公共事業を考える」は、「河川」をテーマに目下執筆を依頼中ですので、次号に掲載できると思っています。
・ 次号は八月末日原稿締切り、十月初め発行予定です。会員の皆様の投稿をお待ちしています。
また十月以降に観察会や勉強会などを計画され、会員へのPRを希望される方は「掲示板コーナー」をご活用下さい。なお申し込み方法等はNC七四号の十二ページをご覧ください。(紺谷・土方)

事務局より

・ 新しい入会案内「北海道の自然をまもろう」ができました。
写真をご提供くださった方々にこの場を借りまして御礼申し上げます。
・ 会費納入については日頃ご協力をいただいておりますが、未納の方もおりますので至急納入をお願いします。

いたします。
また住所・連絡先及び会員区分を変更された方は、お手数でも早目にお知らせ下さい。

個人A会員 四、〇〇〇円
個人B会員 二、〇〇〇円
(A会員と同一世帯の会員)
学生会員 二、〇〇〇円
団体会員 一〇、〇〇〇円
〔会費納入方法〕
郵便振替口座 小樽一―四〇五五
北海道拓殖銀行本店〇一七二五九
(普通)
北海道銀行本店 一〇一四四四
(普通)

一九九一年七月十一日
〒札幌市中央区北三西十一加森ビル5 六階
発行所 法人北海道自然保護協会
電話 〇二―二五―一五四六五
発行人 小 暮 得 雄
印刷 ㈱北海道機関紙印刷所

この紙は再生紙を使用しています